

2015年度調査研究活動実績報告書

県民の会 坂本 茂雄

本年度の政務調査研究に関する主な活動の実施状況は以下のとおりである。

1 南海トラフ地震対策関係についての調査研究

(1) 津波避難ビルとマンション防災について

(2) 地区防災計画について

(政務活動費充当)

(3) 5年目の被災地の復興と事前復興のあり方について

(政務活動費充当)

(4) 防災・減災対策の啓発・防災学習について

(5) 地域における活動と調査について

2 こどもの貧困対策・児童虐待予防についての調査研究

3 高齢者の孤立と貧困化の調査研究

4 「地方創生」、移住定住などの調査研究

5 新エネルギー、脱原発政策についての調査研究

6 教育の課題についての調査研究

(1) 人権保育について

(2) 「多様性」に学びあい、認め合う学校について

(3) 防災教育について

7 安保関連法、緊急事態条項と憲法の関係についての調査研究

詳細は次ページ以降

1 南海トラフ地震対策関係についての調査研究

(1) 津波避難ビルとマンション防災について

昨年来、継続して取り組まれている私の住むマンション自主防災会は、本年度も「マンション管理適正化・再生推進事業－被災時のマンション生活維持のための環境整備にかかる事業」の一環として、一般社団法人マンションライフ継続支援協会（以下「MALCA」）の支援を受けながら「マンション防災計画策定事業」に取り組みました。

昨年度は、「マンション防災計画策定事業」の「防災 BOX」に関する内容を具体化し、かつ、要配慮者の状況など居住者情報を反映させ、安否確認など「津波避難」に特化して訓練を実施するなど、これらの検討会や訓練に延べ190名の方に参加頂きましたが、今年度は、「総合防災計画（マンション生活継続計画）の作成」と「防災性能向上及び老朽化対策と再生を視野に入れた長期修繕計画の作成」を柱に、下知地域減災連絡会が主体に取り組む「下知地区防災計画」との協働で津波避難ビル受け入れルールの検討などに取り組むこととしました。

発足から10年が経ちましたが、毎年の地道な取り組みを積み重ねても、課題は山積しています。

マンション防災力の向上が日ごろのマンションのご近所力の向上にもつながるし、地域防災力の向上にもつながるのではないかと思います。

10月24日「マンション防災はハード・ソフトともに課題山積」

午後2時からと午後6時30分からの2回に分けてマンション防災会役員会で延べ4時間以上の議論をしました。

まずは、マンション防災計画案の「第5章 日頃の取り組み」を議論しましたが、「居住者の命を守るために」として、「防災会の役割と定例活動、全戸配布用防災マニュアルの作成」について、「防災 BOX（スターターキット）の準備」として「防災 BOX の役割と周知方法、災害対策本部用防災 BOX とフロア用防災バック等の検討、各指示書の検討」について、「各種訓練と資機材等使用マニュアルの整備」として「災害対策本部立上げと津波避難・安否確認訓練、その他シミュレーション訓練、災害用資機材使用マニュアル」について、「地域との連携、津波避難ビルの取り組み」として「下知減災連絡会等との協働、津波避難ビル受入れルールの整備」についてなどをアドバイザーの石井孝義氏（元大阪市西消防署長）の助言などをもらいながら、検討しました。

また、夜の部の役員会では、「防災性能向上のための計画検討」としてアドバイザーの再生計画研究所から、L1 クラス程度の津波に対して、生活維持に関する被害が低減されるもの及び防災対策として有効と想定される優先項目の内容を防災対応の種類別に整理し、被災時の生活への影響、修繕との関連、現実的な対応の可能性なども考慮して、優先度のランク付けなども提言して頂き、検討しました。

しかし、どちらも、いわゆる『強い揺れ、大きな津波、液状化、長期浸水』という「地震の四重苦」のため、想定されることが困難なことばかりになって、課題の克服につながるような「日常の取り組み」や「防災性能向上のための計画」の具体化に向けた困難さのクリアとまではなかなか至らないという状況でした。

12月21日「マンション内の合意形成の難しさと課題を改めて学ぶ」

「マンションにおける管理適正化や被災時の応急対応計画・被災後の生活維持継続計画策定に係る合意形成支援」の支援対象マンションとして、事業の進捗状況について国交省から派遣された野村総研職員のヒアリングを受け、さらには夜のマンション防災公開セミナーを開催しました。

これも支援事業の一環で、11月に続いて二度目となるもので、今回は「被災後のマンション再建

に不可欠な、合意形成手法とは？」ということで、廣田信子氏（マンションコミュニティ研究会代表）を講師として「復旧復興の合意形成についてのワークショップ」を行って頂きました。

マンションは区分所有建物であることから、自分の住戸内（専有部分）の壊れた所は各区分所有者の判断で直せるが、建物・設備の大半を占める共用部分の補修は管理組合の合意が必要になります。

しかも、マンションは全体が同じように壊れるとは限らず、建物の向きや形状の違う建物がある場合は、建物ごとに壊れ方が違うこともよくあり、被災状況の判断基準が異なることも難しい点です。

そういったことなどからも、わかっただけのことだけれども、具体的な事例についての判断では、区分所有者の置かれた状況が多様で、合意形成が難しいと言うことをワークショップで学ばせて頂きました。

マンション生活継続支援協会からは、「地震で被災したマンションの復旧・復興」については、「阪神・淡路大震災におけるマンションの被害と復旧復興」「東日本大震災におけるマンション被害と調査基準による混乱」「被災マンション法による再建と敷地売却等」「マンションの復旧復興の流れ」「被災マンション数、建替え・再建されたマンション数」について、報告頂きました。

その上で、廣田講師からの提案を受けて、究極の選択の場面をイメージしながら「修復する」「解体し清算する」「建替える」のいずれを選択するかの議論をしたり、「マンションの将来の方向を考える」上で「マンションの将来にはどんな選択肢があるか」「あなたはどうしたいか」「最悪の状況もシミュレーションできるか」「合意形成はなぜ難しいのか」「あなた以外の人の気持ちを想像できるか」「人にはどんな事情があるか」「どんな外部者の手助けが必要か」「最後、合意形成の決め手になるものは何だと思うか」「自分がいない未来のためにひと肌脱ごうと思うには…」ということイメージすることの必要性や、「合意形成に一步を踏み出す」ためには「人の事情や気持ちはどうやってみ取るか」「人が心を許すのに必要なことは何か」「自由に話せる場」ってどんな場なのか」「その場をファシリテートするのは誰か」「人間関係の対立を防ぐのに必要なことは何か」「まったく無関心な人にどう対応すればよいか」「何から、誰から一步を踏み出すか」ということを予め想定した議論をしておくだけでも随分違ってくることを痛感させられました。



1月25日「日頃の訓練は嘘をつかない」

マンション版ロールプレイング状況付与型災害図上訓練は、地震発生から津波到達時間の間の30分間に起こりうるさまざまな状況に対する判断が迫られるもので、大変有意義なものとなりました。

たとえば、「2階●●●号室のドアが変形し、空かない部屋から助けを求める声がある」それに対応していたら「7階●●●号室から火災が発生しているがなんとかしてくれ」との連絡が入ったり、そこへ消火班を出向かせていたら、今度は「●●●号室で女性が頭部から出血している」などの状況付与に対処しながら、30分が経過した段階で2,3階で救援活動をしていた方たちを上階へと避難させるという判断をせざるをえませんでした。

夜は、いよいよ寒さが厳しくなる中、18時に地震発生、3分後に避難開始という設定で各フロア一担当がフロア毎に安否確認を行い、5階に設置した災害対策本部にトランシーバーで集約していきます。特に、津波が浸水してくるかもしれない2,3階の安否確認を急ぐことをもっと優先的に行うべきではなどの反省も出されていましたが、状況を判断しながら報告できる人も出てくるなど今までの議論と訓練の成果はあがっていたように思います。

また、今回は下知地区減災連絡会メンバーのご協力もえて、津波避難ビルとして外部からの避難者

の受け入れなども行いました。



大変厳しい寒さの中で、しかも夜の訓練に昨年を上回る約7割近く参加して下さった皆さんとその避難誘導をされた皆さんに対する評価は、この間支援して下さっているマンション生活継続支援協会のアドバイザーの方からも一定の評価を頂きました。とりわけ、これまでは一年に一度だけ訓練の際に行っていたトランシーバーの使い方についても、毎月役員会の前にトランシーバーの使い方の訓練をしてきただけに、昨年の訓練よりも速やかに情報伝達ができたわけで、「日ごろの訓練していることしかできない」とよく言われることを実感しました。

(2) 地区防災計画について

高知市下知地区は、内閣府のモデル事業の指定を受けて、地区防災計画の策定に取り組んでいます。昨年9月定例会で地区防災計画の策定への支援のあり方について質問した経過もあり、県内での取り組みや県外での取り組みを参考とするため、出向いて調査してきました。

それらを踏まえて、2月定例会でも予算委員会において「県内の自治体における地区防災計画策定への支援について」質問をしました。

10月31日「オンリーワンの『地区防災計画』」

10月31日、黒潮町で開催された第1回黒潮町地区防災計画シンポジウムに参加し、昨年度より、町内各地で地区防災計画の策定が検討されている黒潮町の取組について、学ばせて頂きました。

小中学校では、黒潮町津波防災教育プログラムによる「命の教育」に取り組んでいることから、防災研究の第一人者である群馬大学大学院理工学部・片田敏孝教授と、京都大学防災研究所巨大災害研究センター・矢守克也センター長を招いて、各地区の自主防災会の報告や、小学生の防災学習の発表が行われました。



自主防災会としては「芝地区自主防災会」「万行地区自主防災会」「浜町地区防災会」「緑野地区防災会」からの報告、学校報告としては、教育委員会から「黒潮町の目指す防災教育について」、田ノ口小学校6年生からは「これまでの防災学習を振り返って」と中身の濃い報告がされました。

子どもたちの発表にあった「100回逃げて、100回津波が来なくても、101回目も逃げる」ということの大切さや、防災会の取組の中にあつた「避難道や避難場所が命を助けてくれるのではなく、避難行動が助けるのである」「車避難を考えると

ことで、車避難の誘導の取り決めを高台の防災会で取り組んでいる」「防災訓練は失敗ばかり、失敗から学んでいる」ことなどをはじめ、事例発表にも貴重な教訓がありました。

パネルディスカッションでは、片田敏孝先生、矢守克也先生、大西黒潮町長、明神浜町女性防火クラブ会長が、松本情報防災課長のコーディネートのもと「災害に強いまちづくりとは、どのようなまちづくりなのでしょうか？」をテーマに話し合われました。

そして、先生方からもご指摘のあつた「災害にだけ強い町はない。いろんな意味において強い町

は、災害にも強い町である。それはコミュニティの強さでもあるのではないか。災害意外にも強い町づくりのために何をしてきたのか、「災害に」を「災害にも」に変えていく。健康で生き続けられることも防災対策だし、スポーツ振興も防災につながる。」ということや「我がこととして感じられる防災になっているか」などが、日頃の取組と実践の中から、課題として明らかにして頂いたことは、黒潮町の皆さんにとっても、そして高知市で取り組む私たちにとっても大きな参考になりました。

そして、地区防災計画については、①行政がつくるものではなく、地区の特徴を生かしてつくる地区の計画。②計画書をつくらなければならないということではなく、地区で決めたことをアクションする。③計画は地区ごとが金太郎飴になるのではなく、オンリーワンの計画であってよい。④計画を作って終わりではなく、長期間続けていくことである。ということであるということ踏まえて、今後、下知地区だけでなく各自治体の各地区で取り組んでいければと感じたところです。

11月29日「守った命をつなぐために『状況付与型実施訓練』で学ぶ」

地区防災計画検討の一環として、避難所開設・運営訓練を高知市の支援を受けながら下知地区減災連絡会で行いました。

今回の訓練は、「下知地区において、「南海トラフ地震が発生後、津波から命を守るため各避難場所に避難した住民が、長期浸水によりそのまま同所にて滞在せざるを得ない状況下で救助・救出を待つ」という現実を即した」ものでした。



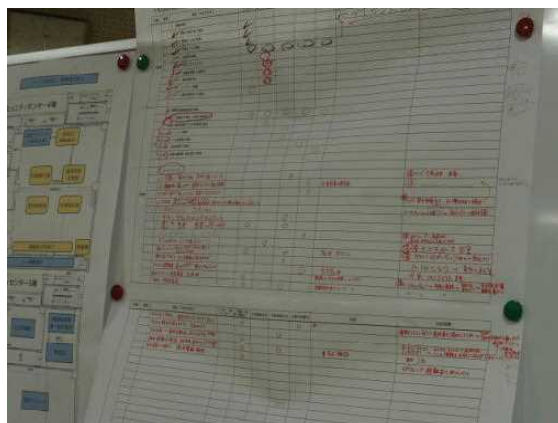
そして、次回以降、「下知地区の住民が各々避難したビル等で、そのまま滞在せざるを得ない状況下での訓練」を行うために、今回は、下知地区減災連絡会が「下知コミュニティセンター避難所運営委員会」として避難所運営を努め、「避難所開設・運営のイメージの共有化」を図ることを目的としていました。

訓練の方式は、「状況付与型実施訓練（ロールプレイング方式によるシナリオ非開示型実地訓練）」というもので、初体験となる訓練に戸惑いながら、参加して頂いた26世帯40名の参加者は、4時間近く緊張感を保ち、

熱心に取り組んでいただきました。

「訓練の目標」である「正確な情報収集・分析・処理」「災害対策本部との連携」「想定外の事態への対応」など、「災害が発生してから考える」ということでなく、日頃から地域の想定避難者が行政や避難所となる施設管理者と一緒に避難所の運営をどうするかを考えて訓練しておくことで、よりよい避難所機能を確保できることになるのではないのでしょうか。そのこととあわせて、訓練を重ねながら避難所開設・運営マニュアル化し、誰でも開設・運営できるように準備していくことにもつなげていきたいと考えています。

そのためにも、直接、または高知市防災行政無線を使って、さらには近隣の津波避難ビルからトランシーバーで、「避難者の中に額から流血して対処に困っている」とか「避難時に濡れてしまい、着替えをしたい男女が複数いて困っている。対応策と決まったことは広報してほしい」とか「避難時に家族と離れ離れになってパニックになった小学生がいるので対応してほしい」とか、30項目近い状況が次々と付与される新たな状況を「総務・情報・管理班」「保健衛生班」「医療福祉班」「食料物資班」に指示し、対処方法を検討してもら



い、時には「避難所運営委員会」を開催したりと緊張しっぱなしの3時間でした。しかし、この積み重ねを繰り返してこそ、「守った」「命」を「つなぐ」避難所運営になるのだろうと感じた有意義な訓練となりました。

2月27日「多様な『地区防災計画』づくりがまちづくりにも」

「ひょうご防災リーダー講座」第11回目「地域防災の実践活動とその課題」というテーマのパネリストとしてお声をかけて頂き、出席してきました。

兵庫県では、「多様化、多発化する自然災害や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、原発事故等による複合的な大災害による被害の軽減を図るためには、行政はもとより県民一人ひとりの防災への取り組みをより一層促進し、地域の防災力を高めていく必要がある」との観点から、地域防災の担い手となる自主防災組織等のリーダーの育成を目的とした講座を毎年開催しており、これまで11年間で1383名の方が終了され、今年も定員の120名を超して参加されています。

特に、今年度は、地域で直ぐにでも取り組むことが出来る実践的なプログラムの一環として、地区防災計画づくりも盛り込まれていおり、地区防災計画づくりに地域地域で取り組まれることを期待されている姿勢が色濃く出されたものでした。

私は、「防災活動はまちづくり活動の評価」として県境を越えた合同避難訓練に取り組みられ、昨年内閣府のモデル地区として地区防災計画づくりにとりくみまれた石川県加賀市三木公民館長の竹本さん、そして、「南海トラフ巨大地震発生時の取り組みマンション避難所の運営」について報告し、来年度地区防災計画づくりを予定している神戸市六甲アイランド自治会生活安全部長重人さんとともに登壇し、これまでの下知地区防災活動の取り組みと地区防災計画策定過程と事前復興の取り組みについての報告をさせて頂きました。

しかし、僅かな時間の中では、本来の受講生へのメッセージとしての「地区防災計画づくりに取り組んでみましょう」という動機付けになるようなことが伝えられなくて反省しています。

アドバイザーの地区防災計画学会筒井事務局長さんからは、「地区防災計画の目的をふまえたとりくみになっているし、事前復興というテーマで地区防災計画づくりをされていることは、意義がある」との評価も頂きました。またコーディネーターの田中防災教育専門員から「子どもさんを大事にした地区防災計画の視点だが、地区防災計画が子どもから高齢者までのことを考え防災やまちづくりの議論をするツールになるのではないか」との御意見も頂きました。

3月12日「『地区防災計画』が下知地区のブランドになるように」



第2回「地区防災計画フォーラム」にモデル地区事例の一つとして、高知市下知地区の事例が発表されました。

5年目の3.11の翌日ということもあり、「第3回国連防災世界会議」の開催から1周年の機会に、仙台・東北で復興や防災・減災に取り組んできた市民、行政、研究機関の関係者等が集い、活動事例などを発表するとともに、国連防災世界会議で採択された国際的な防災指針である「仙台防災枠組 2015-2030」を踏まえたそれぞれの今後の活動の方向性や課題を話し合い、仙台・東北から未来に貢献する防災推進のために、

何ができるのかについて考え、発信する「仙台防災未来フォーラム」のセッションの一つとして行われました。



全国で、日常的に防災・減災に取り組み、また、そのことを通じたまちづくりなどに取り組まれている中で、地区防災計画という共助の取り組みが全国20のモデル地区の事例として発表されました。

下知地区は「津波にどう立ち向かうか」というセッションに入り、下知地区減災連絡会西村副会長が報告しました。

その他にも、事例によって『高齢化社会の中で災害にどう立ち向かうか』『地域住民・企業にどのように防災意識を持ってもらうか』『地域で進めるべき防災とはなにか』と4つのセッションで、それぞれの取り組みが報告されましたが、あまりに時間が少なく、物足りない気もしましたが、共有化したい課題は明らかになったような気がします。

高知市下知地区の概要

高知市の中心部に位置(約2.5km×1.5km)
人口 約15,000人(高齢化率20%)
商業施設、工場、倉庫、住宅等が混在した市街地

- 地区の標高は0~2m
- 昭和南海地震で浸水被害
- 南海トラフ地震、震度7、浸水深3~5m
- 地盤沈降により長期間浸水が継続
- 避難場所は、ビルだけ
- 地震と津波により大きな被害が想定

下知地区の取組と事前復興計画の必要性

下知地区減災連絡会: 自主防など16団体が加盟

- 主な活動内容
 - 防災講演会+セミナー
 - 津波避難経路計画、津波避難マップの作成
 - 防災訓練(避難、炊出し、備忘氏道、避難所開設)
 - 昭和17年学校防災学習との連携+協力
 - 防災世帯調査
 - 研修を前提とした地域との交流
 - マンツールの防災力強化
- 防災上の課題
 - 高齢化、担い手不足
 - 津波避難経路の不平等と偏在
 - 高齢者への支援
 - 長期浸水による復旧化
 - 被災後の人口流出

✓ 必ず来る津波、必ず来る復興
✓ 被災後に、まちづくりを考える余裕はない(合意形成に時間がかかる)
✓ 復興が遅れると、若い人が街から出てゆき、地域が衰退
✓ あらかじめ被災後の街づくりを考えておく、事前復興計画が必要

下知地区防災計画の策定(1)

- 第1回検討会(都市復興を考える)
 - 平成27年9月
 - 被災後の街づくりについて(都市復興)
- 第2回検討会(生活復興を考える)
 - 平成27年11月
 - 高齢者、障がい世代、子どもの課題
- 第3回検討会(復興のコンセプトを考える)
 - 平成27年12月
 - 事前復興のコンセプトについて
- 第4回検討会(幸せになる物語を考える)
 - 平成28年1月
 - コンセプトを達成するための幸せになる物語

下知地区防災計画

命を守る → 命をつなぐ → 生活を立ち上げる

復興を早く進めるためには地域住民の合意形成が鍵、合意形成の手法に工夫するため、まずは多くの関係者でワークショップを実施。参加者が自由に意見を言いながら、異知を併せてことにより、議論が活発化し、前向きな復興が実現した。

下知地区防災計画の策定(2)

復興計画のコンセプトイメージ

子どもたちが伸び伸びと遊べる、どこか懐かしいまち、下知

みんなが考えた「幸せになる物語」

中心に明確な目標は必要があり、ここでは高齢者から子どもへの集まる場所(はたし)の復興を定意、その中心に必要のものは川沿いの防壁、古い建物の解体、また、高齢者が気軽に訪れる場所がある、そして何世代も集まる場所の確保も必要である、(高知市では「はたし」を定意したことがある、若い世代も訪れる「はたし」を定意する必要がある)

水辺の舟着き場を定意する場所
水辺の舟着き場を定意する場所
昭和17年テーマパーク(遊園地+住居)、現存:遊園地、水車
学校、商店、雑居ビル、ものづくり体験(仕事、おこしい、ロープの結び方、火をこす、仕事体験、花づくりに関する)

復興の現場が定意に定意する「おこしい」は、都市、定意した後の、復興が定意に定意

- 「幸せになる物語」を実現するため、引き続き検討を行います
- より多くの地域住民の参加を募り、合意形成をはかります
- 個別計画(命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げる)の策定を進めます
- 自分たちが作った事前復興計画として、魂(意欲)の入った伝(計画)とします

それは、国際エメックスセンター川脇康生事務局長がまとめられた下記の5点に集約されています。

- ①住民の防災意識を高めることについては、特効薬はないが、地道に頑張る。
- ②要支援者の支援のあり方の苦勞。誰がどうやって支援するか、どこまで支援するか、試行錯誤されている。強制しない緩やかな支援のしくみづくり。安否確認の方法でもITを使った工夫なども始まっている。
- ③地区の実情に合った計画づくり、実情と課題に狙いを定めた取り組み。
- ④地区防災計画を通じて、地域の各団体、学校や県境を超えた地域、さらには企業など多様な連携のあり方が追求されている。
- ⑤事前復興計画とまちづくりという前向きな取り組みとセットで議論する取り組みに感銘を受けた。

何のための地区防災計画か、一人でも多くの命を救うということはもちろんだが、前向きな計画づ



くりである地区防災計画をつくっていることが、地区の価値を高めることになるのではないかと、その地域がブランドになることを期待したい。

お褒めも頂いた下知地区として、それに応えていけるような今後の取り組みへとつなげていかなければなりません。

また、専修大学人間科学部大矢根淳教授からは、「地区での活動によって、自分たちが仕組みを作っていく地区防災計画が画に描いた餅にならないように取りくもう。地域によっては、実被害に基づいた防災計画もあれば被害想定に基づいた防災計画もある被害想定であって

も、担い手の中には、何らかの災害を経験した人もいるし、メンタリティーを持っていけば過去の実被害を疑似体験的に想定して計画を作ることができる。これからは、地区防災計画を作る現場から求められる財源的な後ろ盾や取りくみへの補償等、現場に対するバックアップも必要である。この計画づくりの取り組みが、議事録化されることで予算要求や具現化につながっていくことになればと思う。」という言葉で締めくくられ、クロージングセレモニーでは河田恵昭教授が「地区防災計画は大変重要。地方分権はここまで来ないとダメ。具体事例を全国に発信してほしい。」と述べられました。

地区防災計画が、一歩前に進んだような非常に有意義なフォーラムでした。

(3) 5年目の被災地の復興と事前復興について

5年目の被災地の復興状況や学ぶべき事について調査するため、石巻を中心に被災地の調査をするとともに、在宅避難のあり方や事前復興の重要性を確認したことから、定例会での質問に反映させました。

6月20～23日「被災地で学んだ課題は抱えきれないほど、でも一歩ずつ歩む」

下知地区で防災・減災活動に取り組む面々を中心に8名で石巻・東松島・名取の被災地視察・調査に赴き、多くの教訓を得てきました。

概要は以下のとおりです。

20日（土）



石巻市に到着後、千葉眞良石巻市議、今野清喜湊東地区まちづくり協議会代表世話役のご案内で、日和山からの全体見学、門脇地区及び湊東地区を直接見学の後、復興興基本計画・土地区画整理事業などについての意見交換をさせて頂きました。

防災直後、避難するまでの躊躇と行動。避難所となった葬祭会館での迅速な組織の立ち上げと届けられたおにぎりを食べる前に「まず、爪を切って、手を洗って頂きましょう」とかけられた避難者の看護師さんの声で、避難所のまとまりができたことなど、これから避難所運営について

本格的に取り組もうとしている下知地区にとっては、教訓とさせて頂くことが多くありました。

そして、日頃の防災訓練との関係で言われていたのは「日頃から防災訓練に参加されていた方は、ほとんど助かったことは、是非伝えてください」ということでした。

21日（日）

石巻市渡波地区における長期浸水および在宅被災者の実態についての調査は、支援団体「チーム王冠」の語り部のあべさんやスタッフの皆さん、そして、チーム王冠さんをご紹介頂いた岩波新書「被災弱者」の著者岡田広行週刊東洋経済記者のご案内と当事者の方との意見交換を行いました。

避難所での救援物資の実態に即しない配布の仕方に対して、声をあげなければ改善されないことや、被災者の置かれている状況が行政に届かない、届いても制度になれば何も支援が受けられないことなど「在宅被災者」の置かれた実態を通じて改めて突きつけられました。

長期浸水地域の被災者の方が、4ヶ月も浸水状態が続く中、一部損壊と判定されたことに対して異議を唱えるため自転車で十数回も通ったことや、五時に起きて救援物資をもらうために並んだこと。

さらには、大街道での全壊家屋の天井を「チーム王冠」の皆さんによって修繕してもらい住み続けているが、そこが道路整備工事にひっかかり、いつ買い上げてくれるのかも分からない状況で、二重ローンと向き合いながら移転しようにも、踏み出せないままで暮らしているお宅も見せて頂きました。

在宅避難者の課題の大きさ、「残地補償問題」など災害復旧に関するさまざまな制度の不備や硬直性など、今その困難と直面されている方の問題としてももちろんだが、次への災害への備えとして改善が図られるべき課題があまりにも多いことを痛感せざるをえませんでした。



東松島市では、矢本立沼地区集団移転事業について、矢本西地区まちづくり整備協議会会長の

大野哲朗さん被災した場所でのお話、そして、移転先団地でお話を伺い、最後に市民全員の3食3日分の食糧

備蓄をしている市の防災倉庫についても見せて頂きました。ここでは、地域自体が過去に自衛隊基地の拡張問題などで二度にわたって集団移転した経過や決めたことにはみんなで従うという地域性など、ある意味条件が整いやすかった面はあるにせよ、行政主導ではなく、住民側が移転先も含めて、提示しながら決めていったということが迅速な移転につながったのではないかと感じたところです。

しかし、ここでも宮城県北部地震で被災し、当時建て替えたお宅では「二重ローン」問題が、移転を阻む原因になったお宅もあることを伺いました。

22日（月）

4日間の行程の中で、少しだけゆとりのある時間帯の2時間とって 石ノ森萬画館を見学しましたが、ここも大きな被害に見舞われたところですので、職員の方から、当時のお話を聞かせて頂きました。そして、今年三月にオープンした石巻市復興まちづくり情報交流館を見学し、女川町経由で雄勝に入りました。

女川町では、津波が駆け上がってきた病院高台から見下ろした光景は街全体の嵩上げ工事の真っ最中。4年前に訪れたときとは、様変わりした様子ではあるものの住民の暮らしの復興はまだまだという感じです。

さらに、雄勝地区に入って、ここも四年前とは違った光景でしたが、その復興過程にある高台移転と中心街の喪失という矛盾について、「雄勝町の雄勝地区を考える会」の事務局阿部晃成さんから話を聞かせて頂きました。





復興の議論のあり方の中で、復興したけど人の暮らしは、その街の中に戻らないのではないかとということ、住民の意見がどのように位置づけられるべきなのか改めて考えさせられるお話でした

その後は、高知市の我々と同じ下知地区にお住まいの曳き家職人岡本直也さんゆかりの石巻市雄勝歯科診療所の河瀬所長や職員の方と意見交換。震災時の歯科医師の役割や社会的弱者を災害弱者にしないために福祉避難所がどうあるべきかなどについて、貴重な体験談をお聞かせ頂きました。

23日（火）

最終日は、名取市閑上地区の日和山で閑上地区まちづくり協議会の針生代表世話役さん、今野副代表世話役さんや閑上震災を伝える会格井会長さんにお会いし、発災当時の避難状況などについて貴重な時間を頂きました。

被害が大きかっただけに、繰り返させないためのまちづくりにかける思いの強さを学ばせて頂きました。

私たちも、事前にそのための減災のまちづくりに取り組んでいきたいと思います。

針生さんのお言葉のとおり、事前に被災地を見ておくことの大事さを今回の交流の旅で改めて学ばせて頂くしました。

極めて、ハードな日程でしたが、行政調査などでは学ぶことのできない課題を突きつけられる中で、これからの高知で備えるべき課題も少し見えてきたように思います。



9月3日『事前復興』行政が住民に寄り添ってこそ

二つの「復興」の在り方について、学ぶ機会がありました。

一つは、県が主催した「復興に関する講演会」で、岩手県元復興局計画担当課長小野 博氏から、将来の大災害からの迅速な復興に備えるために「東日本大震災からの復興に向けた岩手県の取り組みについて」学ばせて頂きました。

しかし、この講演は、行政として復旧・復興に向けて「事前に準備すべきこと」の課題が中心の内容でしたが、夜の部は、住民が考える「事前復興のまちづくり」でした。

下知地区では内閣府のモデル事業として「地区防災計画」策定に向けた取り組みをスタートさせています。

その内容は地区の事前復興計画をつくろうということで、昨夜はアドバイザーの鍵屋先生(跡見学園女子大学教授)のアドバイスで、ワールドカフェなるワークショップによって「被災後の下知地区を、どのようなまちに復興するか」ということについて、語り合い、最終的にまとめた各案を評価し合いました。

テーマを事前復興の街づくりとしたのは、「大きな希望」を創るためです。

長い震災後に、生活、事業を再建し、「もう一度ここで生活する」という強い気持ち、半年後には再生するという筋道を立てれば、大きな希望になる。だから、事前災害復興の在り方について議論して、災害後の次の街づくりをイメージし、考えていく。その事前復興計画を見据えて、どのように下知を救うか、災害に強い街になれるのかという議論にもつながるのではないかと。

その際、場所の確保を図り、迅速で納得性のある住民合意を図るために最も大切なことは、「人が

死なないこと」、そのための議論などを深めていくことにつなげていきたい。そんな思いで、議論が始まっています。

行政のやるべき「事前復興」が住民の「事前復興」への思いと寄り添い、協働の作業となれるよう取り組んでこそ、具体的になっていくのではないかと思います。

1月13日「事前の備えに『復興知』を生かしてこそ」

毎年1. 17を前に開催されている復興・減災フォーラムに参加するため母校の関西学院大学を訪れてきました。関西学院大学災害復興制度研究所主催、日本災害復興学会共催のこのフォーラムには170人の方が参加されていました。

今年のテーマは『復興知』を未来につなぐ」ということで、「災害復興と『Mastery for Service』～関西学院の Spirit ～」と題したルース・M・グルーベル氏（関西学院院長）の特別講演、そして「漁業者からみる震災復興」と題した畠山重篤氏（NPO 法人森は海の恋人 理事長／カキ・ホタテ養殖業）の特別報告がありました。

グルーベル関西学院院長からは、「一人も切り捨てない復興を目指すべきだし、一人ひとりのそのための役割があること。大変な日々を過ごしている人々のことを忘れてはならない。一人ひとりの周囲の人々を大切にするといい、そのことを大事にすることが求められている」ことが強調され、畠山「森は海の恋人」理事長からは「良い海の背景にある森に植林するのは、川の流域に暮らす人々の心に木を植えるということ。それで森を育てる人を育てるので、最後は人ということになる。気仙沼の海の回復が早かったのは、海の背景である森・川をきちんとしていたから。自然を大事にした復興の視点でやれば、大丈夫。」と話されていたのが印象的でした。

そして「被災地責任で巨大災害を迎え撃つ」と題した討論会では井戸兵庫県知事、泉田新潟県知事、奥山仙台市長、尾崎高知県知事がパネリストとして、被災体験からそしてそこから学びながら備えに必要な教訓などについて語り合われました。

コーディネーターの室崎関西学院大学災害復興制度研究所顧問が、「培ってきた復興知を生かして被害を少なくするため」に、①復興の経験をどうつないできたか、つないでいくのか②広域連携・支援・受援の在り方③復興の担い手・制度の在り方についてなどでそれぞれの首長から意見が交わされました。

井戸知事から出された教訓から、室崎さんは「阪神淡路大震災の教訓から新たな制度が生まれてきたことの再確認をしたい。復興は住宅などだけでなく、賑わいが戻っているのか。風化への対応。失敗した教訓も伝えなければならないこと。」など20年経って言えることとして、まとめられていました。

そして、泉田知事は「阪神淡路の教訓をつないでもらったことは、中越地震の際にずいぶん力になった」そして、その後「阪神淡路という都市型災害、中越とていう中山間地型災害の両方を研究した方の知恵に学ぶことが求められる」と述べられました。

また、奥山市長は「被災地の教訓をどう伝えるかということは、必ず問われる。人が被災地で減ることが怖いのではなく、人が減ることで諦めることが怖いということも学ばされた。後世の人たちへの励ましになる復興を成し遂げたい」と述べられました。

尾崎高知県知事は「命だけは必ず助かる手段があるはずとの思いで①あきらめない、油断をしない心②備えるべき災害のタイプ揺れ・火災・津波それぞれに対策を講じる③災害後の時系列毎の変化への対応④スケールの問題⑤自治体間連携の問題という5の軸を柱に取り組んでいる。」こと。そして、「命を守ることにしても、財政的にも予め備えた方が圧倒的に安くつく」ということも含めて「事



前の備えこそが大事」と主張されました。

それぞれの首長は、多様な視点から多くの「復興知」について、述べられましたが、それらのことを受けて、室崎先生が「行政だけでなく、地域も復興知に学ぶことが必要だし、日常の良いシステムが非日常にも生かされること。そして、①復興知の継承・深化を図ること②今の災害関連の制度で良いのか、しっかり考えておく③現場に権限と財源をおろしていく④被害のリアルな想定とそれに対応する広域連携を構築する」ことなどがまとめられました。

いずれにしても、支援する側にも、支援を受ける側にも、そして私たちの住む地域の防災・減災力の向上のためにも、高知県の事前復興の在り方にも、「復興知」をしっかりと活かし、反映させていくための日々の取り組みが必要であることを学んだところです。

1月20日「被災者の声から『防災を自分ごと』に」

「復興に関する庁内勉強会」で、以前から手にしていた「災害復興法学」の著者で中央大学大学院公共政策研究科客員教授の岡本正弁護士の講演を聴かせて頂きました。

県では、南海トラフ地震発生後の速やかな復興を目指して、復興の基本的な考え方の検討など事前に準備しておくべきことに着手しており、3. 11から学びながらの勉強会を重ねています。

今回のテーマは「防災を『自分ごと』にする『生活防災』の知識と政策の備え～被災地4万件のリーガル・ニーズ・災害救助法活用・個人情報利活用の課題から～」ということで、岡本正弁護士の3. 11後、東日本大震災の被災地で受けた相談事例、4万件の声の中から明らかになった「被災者のニーズ、どんな支援策があるか」「最初の一步を踏み出すために、何が必要か」「被災してる自分、家族の見通し、歩き始めるために何が必要なのか」ということを考える中で災害を「自分ごと」として捉えることについての提起を頂きました。

「不動産賃貸借」「工作物責任・相関関係」「住宅などローン、リース問題」「震災関連法令」「遺言・相続問題」など無料法律相談事例の中から「家族の安否も個人情報だからといって教えてもらえない」「買ったばかりの家が流され、夫も行方不明でどうしたらいいのか」「自宅全壊、住宅ローンが1200万円残っている、トラクターのリース料の支払いも迫っている」「自動車が流れ込んできた、写真や位牌も流れ込んできている、持ち主の了解をえずに処分して良いか」などなど、瓦礫の向こう側にあるニーズを明らかにしながら、今からどんな情報が必要なのかを備えておく必要性を学ばされました。

そのことも踏まえた、災害救助法を使いこなすために今から考えておくこと、災害時の個人情報の提供のありかたなど、今から備えておくべきことの法的な課題などについても提起がされました。

生き残った後の叫び声から「災害はつながりの線を断ち切るもの」であることも突きつけられます。

それらを、今から災害が起きても断ち切られないための一歩先の取り組みをしていかなければならないことを痛感させられた貴重な講演でした。

2月20日「5年目の3. 11を前に学び、生かしたい」



私もパネリストの一人として出席した高知県自治研究センター第5回「3. 11東日本大震災から高知は学ぶ」シンポジウムでは、3. 11から5年目、被災地で「まちびらき」という形で、復興の兆しを見せているが、そこから被災地の姿がどのようになっているのか岩手県宮古市から学びました。

震災遺構として残る「たろう観光ホテル」の社長松本勇毅さん「生き残ったから再出発できる。生き残る大切さを伝えたい」との思い、宮古市危機管理監山崎正幸さ

んの「自分の身に危険が及ぶ前に避難場所にたどり着かなければ、どんな情報を防災無線で放送しても伝わらないといった体験も伝承」に加えていきたいこと、高峯聡一郎都市整備部長の「復興はまだ道半ば。行政としてできるのは、将来を考えるための最大限の情報公開しかない。被災前から土地所有者や境界などの情報がわかっているだけで復興事業ははるかに早く進む」などの教訓は、今でも耳に残っています。

私の「事前復興の担い手は子どもたちだと考え、地区防災計画の議論を地区で進めている。住民が行政に提案できるよう、日頃からコミュニケーションを取り合えるコミュニティをどう作っていくかが大事だ」とのコメントも、朝日新聞で紹介して頂きました。

(4) 防災・減災対策の啓発・防災学習について

8月25日「防災・減災の視点は世界共通」



JICA研修生のコミュニティ防災研修の受け入れは、若干の準備不足もありスタート当初こそ少しあわてる一幕もありましたが、始まると随分濃密な研修となりました。

二葉町自主防災会・下知地区減災連絡会副会長の西村さんからは「市民目線での防災対策」とのテーマで、行政に全面的に依存しない、住民同士の助け合いと避難方法や地域コミュニティづくりの提案がされました。

私からは「高知市下知地区減災連絡会の取り組みとマンション防災（サーパス知寄町Ⅰ）との連携」と題して、減災連絡会の活動と役割、今後の課題などについて、また、地域の津波避難ビルともなっているマンション防災力の向上を図るための取り組みなどについて報告させて頂きました。

研修生の方からは質問が相次ぎ、「高台移転の問題」や「行政指定の津波避難ビルと地域指定の津波避難ビルの違いと課題」「危険箇所チェックやハザードマップ」「避難の際のリーダー同士の連絡の取り方」など「核心を突かれた」質問が次々と出され、意識する視点の共通性を感じました。

今回の研修をコーディネートされた高知大学の大概先生も「研修員にとっても、今回の日程で感じることの大きい研修となったと感じている。研修員からも日本のような莫大な予算のない中で、下知地区のように住民主導で活動されている事例は本当に有意義なものだという意見が複数出ていた。下知からの発表も非常に関心が高く、こちらがびっくりするほどの研修員の食いつきだった。私自身、教員による事例報告では実感できない地域の現状を伝えることができ、とても手応えを感じた研修だった。」との感想を頂き、一安心です。

後半、行った「さすけなぶる」という避難所運営の意思決定ゲームは、東日本大震災で一時は2500人が避難生活をした福島県の大型避難施設ビックパレット福島での体験を元に開発されたゲームです。

今回は、「2015年8月25日に南海トラフ地震が発生し、下知コミセンに200人が避難している」という前提で、課題が提案され、みんなで解決方法を提案するというものでしたが、その話し合いを通じて、「避難所運営の在り方」として「公平ではなく公正」また、避難所運営で陥りやすい「排除」「隔離」「無視」「我慢の強制」などをしないことなどが教訓化されていることが、参加者には認識されたようでした。

半日のJICA研修生の受け入れ交流で実感できたのは、私たちの取り組みに対する疑問も、地域の中でも出される疑問であり、避難所運営でも出される解決方法にはうなずく面もあり、人を重視した防災・減災対策を講じようとしている取り組みの視点は世界共通であることを感じたところです。

8月26日「多様な視点の防災対策を行政はどう受け止める」

高知工科大学永国寺キャンパスで開催されていた日本学術会議市民公開講演会「市民に向けた巨大津波の最先端科学と正しい防災知識」に参加してきました。

講演は、大西隆氏（日本学術会議会長、豊橋技術科学大学学長）の「東日本大震災からの復興一構想と課題」、馬場俊孝（徳島大学工学部教授）氏の「巨大津波の発生と伝播の科学」、目黒公郎氏（日本学術会議連携会員、東京大学生産技術研究所教授）の「巨大津波への防災態勢」があり、その後三氏によるパネルディスカッション「津波災害に正しく備える」と約三時間多岐にわたったお話を聞かせて頂きました。

それぞれの先生方のお話について、頷ける部分もあれば、首を傾げる部分もありましたが、「防災対策を個人や法人の善意に訴えかけるということだけでは駄目。防災対策をコスト（費用）からヴァリュー（価値）に変える」ということや「避難しなくても、助かる地域に変えていくということが必要ではないか。」ということは、その手法については同意しかねる部分はあっても、重要な考え方であると思いました。

極めて多様な視点から、地震災害から助かるためにどうすればいいのか、多岐にわたって指摘されていたことを、出席されていた多くの関係行政機関の皆さんがどのように受け止められたのかお聞きしてみたいものです。

目黒先生が、おっしゃる「難しい、できないなどは誰でも言える」「できない理由ややらなくてすむ理由探しは止める」「前例がなければ前例をつくれればいいだけ」「実現するための方法を考えることが重要」という姿勢で、対策を講じよということを実際に受け止めることができるかどうか問われていると感じたところです。

10月10日「避難行動、避難所運営の実際に学ぶことの多い講演会でした」

下知減災連絡会の講演会で講師を務めて頂く石巻市湊東地区まちづくり協議会代表世話役の今野清喜さんを迎えたのち、南国市での津波避難センター視察、五台山からの高知市内の説明などをしてから、減災講演会にのぞみました。

講演会は、連休中日の夜にもかかわらず、60人近い方のご参加で、熱心に聴き入って頂きました。

「避難行動と被災地での避難所運営の実際」というテーマで、今野さんの体験に基づいてお話を頂きました。



避難者名簿や、入退所者の管理など多岐にわたってお話頂きましたが、中でも「助け合う避難所『ほたる』からの教訓」というサブテーマがつけられており、「三日目には、役割分担ができ、避難所運営組織を確立できたこと」「要援護者への支援がいろんな形でなされていたこと」「避難者の中に看護師さんが二人いて、日常服薬している薬の聞き取りなどを行い、日赤石巻病院に薬の手配をしてくれたこと」「夜間の警備態勢が確立できたことで、安心して休めたこと」「情報や決まったことを決まった時間に、定期的に発信したこと」「トイレの使用マナーの徹底」などが強調されました。

さらに、避難行動の面では、「逃げよう」と声をかけられても「年取ってるからもういい。」と言われても、見捨てるわけにいかないの、そこで時間がかかって助けられる時間が少なくなってしまふ。そんなこと言わずに、すぐ「助けてくれ」と言えるようにしておいて頂きたい。」ということ、そして、「防災訓練に参加していなかった方の多くが亡くなっていた」との事を強調されていました。

自分の住んでいる街の特徴を知って暮らしておくこと、そして、隣近所と仲良くしておくことが、日常の備えで欠かすことのできないものであることも強調されましたし、実体験に基づくお話に多くの参加者も学ぶことは多かったのではないかと思います。

最後に、今野さんは「復興に向けて、なかなか大変だが、被災した人はもちろんだが、今でも心の痛みを抱えているのは、家族を失った人、原発事故で故郷を失った人」だと思ってお話されましたが、その人たちとつながるための取り組みも含めて、防災減災の取り組みだと感じた講演会でした。

(5) 地域における活動と調査について

7月5日「今治市防災士会の皆さんとの交流に成果」

朝からの小雨を心配しながら、今治市連合自治会防災部会・防災士連合会の皆さんを迎えて、「下知地域を支援する訓練」を実施しました。

50名ほどの今治メンバーを下知側50名ほどで下知コミセンに迎え入れて、全体会、そして分科



会ではミニHUG（高知大学関係者主催）、市民トリアージ訓練（今治市市民トリアージ研究普及会）、支援力・受援力ミーティング（今治市・下知側の防災リーダー）の三分科会でしたが、どこも時間が足りないほど充実した交流になっていました。

特に、市民トリアージは、予想以上に有意義で好評で、分科会が別でみられなかった方にも市民トリアージ普及用寸劇がアンコール再演されました。下知側の役員の間には、今後の訓練に取り入れようとの話が出されています。

また、炊き出しは、屋上LPガス災害用ユニットなどを使用しながら、今治名物焼き鳥井と高知の鰹たたき対決で、試食会では会場が溢れんばかりの大賑わいでした。

あっという間の3時間が経って、今治の皆さんには、高知港海岸高潮対策工事の現場で、27メートルの鋼管杭を打ち込む工法と浦戸湾及び流入河川の地震・津波対策の説明を受け、五台山展望台からの下知地区の全景を確認して帰路についていただきました。

今回は、支援を受け入れるという訓練のスタートでしたが、今後受援力の向上をはかる取り組みの大切さを確認したところです。

その後、今治市で開催された防災士大会に参加し、さらに詳細な市民トリアージの分科会に参加する中、2月定例会予算委員会での質問で取り上げました。

11月23日「『耕活』で食糧備蓄と地域コミュニティの活性化を」

今日は、高知大学防災すけっと隊の「耕活」プロジェクトが開催した玉ねぎ植え付け祭へ、下知地区減災連絡会の皆さんと出向きました。

「耕活プロジェクト」とは「耕作放棄地を防災に活かすプロジェクト」から作りだした造語だそうで、昨年12月から開始されており、社会問題となっている耕作放棄地を利用し、防災の観点から「食糧備蓄」と「地域コミュニティの活性化」を目的とされています。

災害時は食料調達が困難になることが予想される中、畑



に備蓄をすることを思いつき、農業をすることが災害時には備蓄になるということで、防災をもっと身近に感じてもらうことができるということ。そして、災害時には、日頃の地域コミュニティが重要になるので、日ごろから地域の人同士が顔を合わせる機会をつくることも防災対策に繋がるということで、その場所として農地を利用してもらうことを考えついたプロジェクトです。

第一号モデルは、高知市岩ヶ淵ですが、今日は大学キャンパス内に畑を構えて、玉葱植え付けとなりました。

植え付け作業が終わった後は、大槻准教授の防災講座で「朝倉地区でいのちと暮らしを守る5つのポイント」について、お話を聞き、その後は岩ヶ淵農園で収穫したサツマイモ入りのご飯と黒潮町の防災缶詰「34M」をおかずに頂きました。

参加者の感想が出し合われた際には、下知からなぜ参加したのかについても、お話しさせて頂きました。浸水域外の朝倉地区のようなところが災害に強くなってきてこそ、我々浸水域から避難できるエリアや収容避難所が確保されるのではないかと考えています。

2 こどもの貧困対策・児童虐待予防についての調査研究

7月22日「児童虐待予防を子育て支援と世代間伝達から学ぼう」

昨日公表された平成26年度に児童相談所が受け付けた児童相談の状況は相談件数で2845件のぼり、前年度に比べ198件増加（前年度比107.5%）となっています。

そのうち、「養護相談」の件数は695件（前年度比91件増、115.1%）、「障害相談」の件数は1771件（前年度比208件増、113.3%）、「非行相談」の件数は167件（前年度比2件減、98.8%）、「育成相談及びその他」の相談件数は、212件（前年度比99件減、68.2%）となっています。

養護相談のうち、児童虐待の相談件数は383件（前年度比95件増、133.0%）で、そのうち虐待として認定し対応したものは235件（前年度比54件増、129.8%）であり、虐待相談件数の統計を取り始めた平成12年度以降で最多となっています。

これは虐待された子どものきょうだいも虐待を受けたとして認定する判断基準を適用したことから、それが64件のぼり、全体を押し上げたとしています。

昨年12月の香南市で起きた女児虐待死事件ということを機会に、児童虐待の問題などへの迅速かつ適切な対応力の強化に向け、本年度から、中央児童相談所に市町村の要保護児童対策地域協議会の活動をサポートする専門職員を配置するとともに、休日夜間の電話相談への対応力の向上を図るなど、体制を強化し、再発防止策のさらなる徹底、強化を図ることとなっています。

今朝の高知新聞の関連記事では、これまでも「児童虐待予防」ということに取り組まれてきたNP〇カンガルーの会の沢田医師のコメントが出されています。

「子育てには、その人が幼いころにどう育てられたのかが反映される。これを世代間伝達と言う。そう考えると「虐待を受けた人は虐待をする」となってしまうが、自身が虐待を受けたとしても、上手に子育てしているお母さんはたくさんいる。虐待を繰り返さないためには、児童福祉司や保健師などの専門職だけでなく、友人や親族など信頼できる人、支えてくれる人が周りにどれだけいるかが鍵になる。母親が抱えている未解決の心理的葛藤を知り、「つらかったね」と寄り添う援助ができれば虐待は防ぐことができる。妊娠期から支援できれば、理想的。母親に共感したり、子どもの誕生を共に喜んだりするのは、専門職でなくてもできること。真心を持った温かい見守りがお母さんの心を安定させる。」こんなことが、地域や社会で実践できたら、児童虐待の予防につながるのだと思います。

そのカンガルーの会が「児童虐待予防・子育て支援研修会」を開催し、啓発に努めています。

10月9日「子どもの貧困・虐待をなくそう」

昨年12月の香南市で起きた女兒虐待死事件を機会に、児童虐待の問題などへの迅速かつ適切な対応力の強化に向け、本年度から、中央児童相談所に市町村の要保護児童対策地域協議会の活動をサポートする専門職員を配置するとともに、休日夜間の電話相談への対応力の向上を図るなど、体制を強化し、再発防止策のさらなる徹底、強化を図ることとなっています。

以前、鳥取県が、虐待を通報する専用のメールフォームを県のHPに設けた事例などをあげて、先進的な取り組みも取り入れることを委員会で提案したことがありますが、鳥取県は82件と全国で最も少ない結果になっていることから、虐待予防のためにやれることは何でもやるという姿勢に学んでみることは、必要なのかもしれません。

本県においても、子どもの貧困の連鎖を断つ取り組みと連携したさまざまな取り組みで、児童虐待の予防に向けた取り組みの県の姿勢の本気度を問うていかなければならないと思います。

「ふせごう！なくそう！子ども虐待」高知オレンジリボンキャンペーンが始まります。県下で、「子ども虐待の予防、地域でできること」の講演会やオレンジリボンの思いをつなぐたすきリレーも行われます。参加頂く中で、みんなで、地域で、子どもたちの笑顔を守る取り組みを推進することとします。

3 高齢者の孤立と貧困化の調査研究

7月26日「『アルコールと認知症』のかかわりに対する予防を」

11年連続でお招きを頂いて、ご挨拶もさせていただいています第43回高知酒害サマースクールに出席しました。

山本道也下司病院院長が「アルコールと認知症」テーマで、講演されました。

2012年には認知症高齢者が462万人で7人に1人の割合ですが、2025年には700万人で5人に1人が認知症になると言われています。

そして、施設入所している認知症の高齢者の29%約3割は大量飲酒が原因とされており、5年間以上のアルコールの乱用または大量飲酒の経験のある高齢男性の認知症の危険性は通常の4.6倍とのことです。

そんな前提に立って、アルコールの過剰摂取が認知症の原因となることや認知症になりにくい生活習慣などについて、話され、「徘徊→転倒→寝たきり→死」という「認知症の終末像」の克服のための予防が強調されました。

1月16日「金の多寡で命・暮らしを守る節約を強いられる高齢者」



第8回部落解放・人権講演会で、NHK「老人漂流社会」チーフプロデューサー板垣淑子さんの「高齢者の孤立と貧困にどう向き合うかー老人漂流社会の取材現場から」というテーマの講演に学ばせて頂きました。

65歳以上の高齢者が3000万人で、うち600万人つまり5人に一人は独居。残りの2400万人のうち2200万人が老々世帯となっています。

そんな中で、「孤独死」が増えている背景にあるのは、まず「一人暮らしで縁が薄い人が増えている」ということ。高齢者が亡くなるときには、9割の人が一週間前には寝たきりになっています。

そういった方の施設的受け皿は圧倒的に少なく、特別養護老人ホームで53万人が待機登録をしており約3年待ちといわれている一方で、高所得高齢者向けビジネス

スの施設は余っているのです。

次の背景にあるのは「収入」の問題で、独居老人600万人のうち半分が生活保護水準以下の収入で、年収100万円以下は4割にのぼっているが、月収10万円が入れるのは、特別養護老人ホームしかないのです。だから取材現場で目にするのは、特養が足りないから、財産処分をし生活保護を申請させて、特養以外の高齢者施設に入らせるという支援が行われているのです。

まさに、実態は「金がないことで、命を守る、暮らしを維持することを節約しなければならない」状況に置かれた高齢者の姿があるということ。

また、取材の中では「高齢者がどこかでつまずくと、終の棲家を失う」ということ。そして、そこまで追い込まれる前に「本当に助けが必要な時にSOSが発せられればいいのだが、そうならない」ということも明らかになっている。

認知症の方が800万人といわれているが、助けてと言えない、自ら助けを求めない認知症高齢者が多い。そのような高齢者の中にある「迷惑をかけたくない」という気持ちの裏側に「他人のために役に立ちたい」という気持ちがあるのだとしたら、それを逆手にとって「活かす」ことの支援の在り方なども紹介されました。

「高齢者の孤立や貧困」の実態と向き合うとすれば、「つまずいて」も底をみなくてよいセーフティネットの張りなおしを急ぐこと、そして、すでに多くの「本当に助けが必要な時にSOSを発することができる」ような支援の在り方などを考えていく必要があるのではないかと感じたところです。

また、災害だけではなく「支援力」、「受援力」の必要性も感じました。

今後は、1000万人団塊の世代が、親の負担の重しと子に脛をかじられるという中で迎える「老後破産」について取材をしていかれる「老人漂流社会」取材チームの問題提起に注視していきたいと感じさせられた充実した講演でした。

4 「地方創生」、移住定住などの調査研究

5月23日「定住・少子化対策は『中途半端でない』施策を『合わせ技』で」



高知県自治研究センターの主催で連続シンポジウム「少子化の流れに抗して」の第2回目を開催しました。

テーマは「島根にみる田園回帰の地殻変動」ということで、藤山浩氏（島根県中山間地域研究センター研究総括監）の「中山間地域における定住・少子化状況と田園回帰の可能性」と題した基調講演と小笠原勝司氏（〈公財〉ふるさと島根定住財団総務課長）の「島根の定住対策」の紹介、そして、お二人を交えた「鼎談」が行われました。

日本海の離島で入学定員を1クラス増やした島根県海士町の例などを示しながら、定住増で人口を回復傾向に持っていくための提起などを聞かせて頂く中、「定住を呼び込む仕組み」として「地元住民の目覚めと移住者からの触発」「具体的な座りどころを作る自治体政策（仕事・住宅・子育て）」「少なくとも5年、10年続ける」ということが強調されていました。

移住先を選ぶ上で言われたのは「中途半端でない田舎」「簡単に帰省できる場所でないこと」らしいが、そこをターゲットに「定住も増やす。そもそも転出させないようにする。子どもも増やす。」という組み合わせの手立てを講じていくことが重要であるとのこと。

その上で「人口の1%を取り戻す」「所得の1%を取り戻す」そして、定住を受け入れる仕組みと

して雇用についても、小さな拠点も「合わせ技」で一任役の雇用や一任役のビジネスを作っていくことなども様々考えさせられる提言を頂きました。

高知県の施策も、もっと徹底した分析などを含めて、「中途半端でない田舎・地域」に「中途半端でない・合わせ技」施策を講じていく必要があるのではないかと感じたところです。

11月20日「大学生の『高知観』に学ぶ」

「第32回企業市民セミナー 『移住定住』 学生の本音～高知のプラスとマイナスを考える～」に出席して、高知大学、県立大学の学生さんが「高知で暮らすこと」とどう向き合っているのか。「高知のここがいい！ここがNG！」を本音のプレゼンで聞かせて頂きました。



県内に留まるのか、それとも県外に出ていくのか？その理由は、などなど大変参考になりました。

それにしても、県外から高知に来て、大学生活を送っている皆さんの「プラス

の視点」「マイナスの視点」は、頷きたくなるものもあれば、少し首を傾げるものもありますが、改めて、我々が自覚しなければならない課題であることも痛感させられました。

「交通アクセス」「自然」「人柄・人付き合い」「仕事内容・低賃金」「物価」「文化」などなど指摘された切り口をプラス・マイナスの両面から分析しながらまちづくりや仕事づくりに生かしていくことが求められていると感じたところです。

また、来春県外に巣立つ県内出身学生が言われた「学生を囲い込むことよりも、戻りたい人が戻りたいときに、戻れる雇用環境を作っておいて欲しい。自分は、県外で力をつけて高知へ帰ってくるという思い。」に、どう支援するのか、どのような環境を整備しておくのが問われた皆さんのプレゼンでした。

3月21日「岡山市の移住・定住支援策について」

岡山市役所を訪ね移住・定住支援策について調査しました。

岡山県は平成26年度の移住者数が1737人と全国一多く、その中で岡山市が1005人を占めています。

昨年「民間賃貸住宅を活用したお試し住宅」や「就職・転職活動の交通費の一部補助」制度なども始まっていますが、まだ緒に就いたばかりと言うことで、この数字の大きな要素としては、3.11以後の関東からの子育て世代の自主避難が多いというのも特徴的なようです。

移住者が移住者を呼び込んでいる面もあり、先輩移住者の支援団体が3団体あるとのことで、そういった「お世話」が受け入れる力になっているのではと感じたところです。

5 新エネルギー、脱原発政策についての調査研究

5月21日「伊方原発再稼働は認めない」

原子力規制委員会は、昨日の定例会合で、四国電力伊方原発3号機が原発の新しい規制基準に適合しているとの審査書案を了承しました。

今後、国民から意見募集した後、正式決定されることとなり、九州電力川内原発1、2号機、関西

電力高浜原発3、4号機に次いで、規制委が新基準を満たしたと判断した原発となります。

「伊方原発をとめる会」では、早速「伊方原子力発電所3号機に関する「審査書案」撤回を求める申し入れ」で次のことを指摘しています。

「(2014年2月、貴委員会に対し)最新の知見による徹底検証を求めている。伊方の地下のスロークエイクと巨大地震の問題、福島原発事故での短周期・長時間地震動の問題、さらに東京電力福島第一原子力発電所の「過渡現象記録装置」データの徹底解析などの問題だが、いまだ、これらの問題についての徹底検証は示されないままである。新規制基準も根本から問い直さなければならない。とりわけ、基準地震動が平均像で計算されていて、最も危険な値を踏まえるものになっていないことは深刻・重大であり、四国電力が申請している650ガルは明らかに過小評価である。過酷事故をふまえると言うが、伊方原発の狭隘な敷地では、汚染水の漏出があってもそれを貯めるタンクや汚染水の処理施設など設ける場所はなく、大規模地震などの場合には事故対策のための要員や物資の搬入さえ困難な地理的条件に置かれている。しかも、瀬戸内海は閉鎖性水域であり、汚染水により死の海となる可能性は否定できない。事故を想定した防災、避難計画は自治体まかせで、規制基準の対象にもなっていない。航空機の直接衝突などは考慮に入っていないし、伊方原発3号機はプルサーマルによって一層危険な原発となっている。使用済み核燃料の処理問題も未解決のままである。よって『審査書案を撤回すること。新規制基準そのものを根本から見直すこと。』としています。

巨大災害の過酷事故の際には、半島西側に暮らす約5000人の住民を孤立させるだけでなく、高知に住む多くの県民をはじめ、避難ルートを断たれかねない四国から逃げ場のない住民を不安に陥れる伊方原発再稼働など考えられないことです。

2月定例会で、私が質問した「外部電源喪失時の過酷事故防止としての四国長期広域停電」に関しても「四国電力においては、議員からお話がありました河田教授の論文で推計されているような長期に電力が不足する事態に備えて、燃料の給油手段を複数準備するなどの措置を講じ、安全確保に努めているものと認識しておりますが、今後も勉強会等において、しっかり確認してまいります。」とも答弁していますので、そのことについてどのように質されるのかも注視していきたいと思えます。

5月22日「県民の声を反映した県民目線の勉強会に」

14回目の開催にあたって、はじめて日程調整がついて県が行っている「伊方発電所の安全対策に関する四国電力との勉強会」を傍聴してきました。

県も、それなりに四国電力に対して「そもそもなぜ再稼働が必要なのか」などという質問や、私が2月定例会で質問した「外部電源喪失時の過酷事故防止としての四国長期広域停電」などについても、質問されていたが、「質問を投げかけた後、突っ込む」というところまでは至っていないという感じを受けました。

知事の言う「県民目線に立った質問をぶつける。疑問が残ればさらに疑問をぶつけていくというやり方を県民目線で行う方が、意義深く、実効性がある」というのであれば、やはり、随時議事録を明らかにして、県民から四電に対する質問を受け付けて、それを四電とやりとりするという方法をとるしかない、あらたて思ったところです。

四電の言う「再稼働が一月遅れるごとに40～50億円、コストが増える」という自社の都合が本音であり、「適正な電源構成を考えなければ、島国日本は電力供給を断たれることが怖い」というなら、原発抜き・再生可能エネルギー中心の電源構成を徹底して追求すればよだけのことではないのか。電力ムラの利害のために、この国の未来を委ねるわけにはいきません。

5月31日「これ以上、海を毒壺にしてはならない」

グリーン市民ネットワーク高知の講演会で湯浅一郎さんの「海の放射能汚染を考える～未来の海の幸は」について、お話を聞かせて頂きました。

「海の主な放射能汚染」「世界三大漁場を汚染した福島事故」「川、湖の底質、生物汚染と海への輸送」「生物への生理的、遺伝的影響」「原発再稼働と海一川内、伊方原発」などについて多岐にわたったお話でしたが、結論は、「生命が生まれる条件（水が3態に変化し、循環できる表面温度を保持している。大気・海洋系を保持できる重力の大きさを保証する。太陽からの陽子や電子、電磁波などの放射線を遮る能力がある）を備えた星は、太陽系において地球をおいて他にない。浅い海で太陽エネルギーが注ぐ中で、何億年もの時間をかけた緩やかな化学反応の末、生命体が登場。海洋が生命の母と言われるゆえんである。この状態を保持する惑星は銀河系の中でもごくまれであり、地球はまさにオアシスそのもの。」でありながら、その地球を、自らの手で壊していくことにもつながる核実験、原発の存在そのものを認めることはできないということではないかと思いました。

そして「地質学者のリヒトホーフエンが瀬戸内海の将来について『その最大の敵は、文明と以前知らなかった欲望の出現とである』と懸念したことに思いをはせ、『これ以上、海を毒壺にするな』という海のうめき声に耳を傾け、現代文明の脆弱な社会構造を振り出しに戻って見直すべき時」と受け止めた我々の決意が求められているのではないかと感じたところです。

そんなことを考えたら、この半月ほどの間に続く「災害の多いわが国」を否が応でも意識させる状況・現象が次つぎと起こっているのも、自然の警告かもしれないと思ったところです。

▼十勝岳の火山活動解説（2015.05.14./ 13日未明から規模の小さな火山性地震が増加）

▼浅間山の火山活動解説（2015.05.22./ 4月下旬頃から山頂火口直下のごく浅い所を震源とする火山性地震が増加）

▼2015年5月22日の奄美大島近海の地震（2015.05.23./ M5.1（暫定値）、鹿児島県奄美市で震度5弱）

▼2015年5月25日の埼玉県北部の地震（2015.05.25./ M5.5（暫定値）、茨城県土浦市で震度5弱）

▼5月29日に発生した口永良部島の爆発的噴火（2015.05.29./口永良部島に噴火警戒レベル5（避難）の特別警報を初めて発表）

▼2015年5月30日の小笠原諸島西方沖の地震（2015.05.30./ M8.5（速報値）、東京都小笠原村、神奈川県二宮町で震度5強、埼玉県鴻巣市、春日部市、宮代町で震度5弱）

7月27日「『被ばくを避ける権利』の保障のために」



4回目となる「高知・のびのび青空キャンプ in 香美」の実施会場を訪ねてきました。

このキャンプは、東日本大震災を受け、放射線の影響に不安を抱いている親子のためのリラックスを目的とした短期保養キャンプで、目に見えない放射線に不安を抱えたまま生活しているご家族に、少しでもリフレッシュしてもらいたいという気持ちから、県内に住むママ達と県外から移住したママ達のボランティアグループ「えんじょいんと香美」などの実行委員会が主催しています。

昨年より日程が一日短縮されたとのことですが、リピーターも含めて10家族31人の親子が参加されており、天候には恵まれて待望の海水浴や川遊びも体験でき、今日は丁度お味噌造り体験をされていて、参加者の皆さんの笑顔が印象的でした。

参加された10家族の内半分が福島県内での避難者、4家族が県外避難者、1家族が県境に接する宮城県からの参加者で、3名が1歳未満、17名が小中学生、1名が高校生ということでした。

セパレートケアということで、お母さん達だけを集めて、悩みなどを出し合った場では、それぞれの悩みを共有することで涙で話が途切れることも多かったそうですし、また、ボランティアで参加していた方々は、避難生活の実態を初めて知る方も多く、学ぶことも多かったようです。

参加されている子どもさんの健康障害や、公園に子どもがいないこと、その一方でフレコンバッグが仮置きされている前で、くつろいでいる若者がいたり意識の中で風化していることも聞かされると、改めて子どもたちへの支援の強化が急がれることと「慣らされる」ことへの危機感を持たざるをえませんでした。

そして、この短期保養キャンプは、被ばくリスクを低減させるために汚染地域から身体を遠ざけることや、原発事故後、屋外活動を著しく制限されてきた子どもたちの屋外での遊びを補完する活動として可能な限り続けられるように、制度化することによって「被ばくを避ける権利」を保障する闘いを改めて再構築しなければならないと思います。

4年前の初回から、何らかの形で協力させて頂いてきましたが、今後も子どもたちの未来に少しでも安心を与えることを保障していく私たちおとなの責任を果たすために闘い続けたいと思います。

参加者の感想から 福島県 Bさん

スタッフの皆様、支援いただきました皆様、お世話になりありがとうございました。

高知の自然豊かな地で、ひと時を過ごすことができ、子供にも親にとっても忘れられない夏休みになりました。感謝致します。今回初めて参加させて頂きました。

放射能汚染から子供の被曝を少しでも軽くしたいという気持ちがあり、震災後三年間主人を A 市に残し、県内の放射能線量が低い実家に、母子避難してきました。今後の影響が未知数であり、何か健康に被害があつてからでは後悔するだろうと思ったからです。父親と離れ離れになり、子供達にも落ち着きがなく、不安がったり悪い影響も出ました。このままでは本末転倒かもしれないと思いましたが、いつまで母子避難をするのか、自分でも答えの出ない日々でした。主人も一人寂しい時間だったと言います。家族連れの人たちと来ない A 市から、三年経ち、やっと転勤できたので、B 市で主人と一緒に住まないという選択肢はありませんでした。子供の健康よりも、家族の存続を優先してしまったのです。本音を言えば、子供と線量の低い土地に暮らしていたかった。だけど三年間も一人で耐えた主人に遠慮してしまいました。私は今でも後悔しています。だけど、きっと離れて暮らしていたら気持ちも離れていただろうし、あの時はああするしかなかったと、思ってます。

福島に住む以上、多少の放射能の影響を受けて、学校給食で地元の物を食べ、被曝させてしまっている負い目が子供達にあります。移住の決心もなく、ただ今の私に出来ることが、家では放射能汚染のない安心な食事を作る事。休みに保養に行きデトックスする事。そして毎日明るく過ごす事くらいです。

いつまで放射能汚染の不安の中で過ごさなくてはいけないのか、出口の見えない不安はありますが、私達の気持ちに寄り添って頂き、支援して下さいたくさんの方々がいる事が救いです。毎日美味しいご飯や、楽しいイベントを企画してもらい、親戚のおうちに遊びに来たかの様な、居心地よい毎日でした。子供が福島では出来ない海水浴で、心の底から笑ってる顔を見て涙が出ました。ほんとに来て良かったと思いました。

お話会に参加された方の中に、来年もこのキャンプはやるの？と聞いたけど、失礼な事を言ってしまった、お母さん達の苦悩を聞いたら絶対またキャンプをやれるようにがんばるから。とのお話を聞いた時には、ポロポロ涙が止まりませんでした。気持ちを分かってくださり、寄り添ってもらえたのが、何よりも嬉しかったのです。ありがとうございました。

支援いただきました皆様、福島の子供達の不安を忘れずにいてくださり、ありがとうございます。母親の願いは、ただ子供達の健やかな成長だけです。国も県も、甲状腺検査や被曝線量測定のみで、保養はまったくしてくれません。今回は支援いただきました皆様のおかげで、子供達の体をデトックスできたと思ってます。楽しい経験のおかげで免疫も UP したと思います。放射能なんかに負けません。この様な機会を与えて頂き、感謝しています。応援ありがとうございました。

7月30日「地域分散型エネルギーシステムの構築加速化を」

高知県成長分野育成支援研究会セミナー「再生可能エネルギーの潮流！高知県の未来像を考える」を聴講するため、布師田の県工業技術センターに出向いてきました。

講師は三井物産の社内向け研究機関である三井物産戦略研究所・技術イノベーション情報部技術第一室シニアプロジェクトマネージャーの宇野博志さんで「地域における再生可能エネルギー導入と電力政策の現状」について、お話いただきました。

再生可能エネルギー利用の課題はFITによる事業化だけでなく、地域特性に合わせた分散型エネルギーシステムの構築・推進が今後の可能性を示していることから、大規模集中型から分散型エネルギーシステムへの移行の効果や世界的先進事例のドイツシュタットベルケにおける地域エネルギー供給システムの現状と日本での適用可能性などについて紹介を頂きました。

特に、総務省分散型エネルギーインフラプロジェクトの東松島市スマート防災エコタウンの事例などを聞くと、これからの高知における防災・減災・事前復興の視点から広域避難のまちづくりの在り方としても参考になるのではないかと思います。聞きながら聞かせて頂きました。

いずれにしても、多様な再生可能エネルギーによる地域分散型エネルギーシステム構築は避けて通れない課題ではないかと感じました。



11月17日「国よ東電よ、原子カムラよ『避難弱者』と改めて向き合え」



災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバードで企画された原発事故災害の被災地である、福島県広野町・楡葉町と郡山市での視察勉強会に参加してきました。

この調査の内容を踏まえた意見を意見書議案の賛成討論に反映しました。

2012年3月31日に避難指示が解除されている福島県広野町の最北部に位置する「J ヴィレッジ」では、外周をバスで一周しましたが、ほとんどのサッカーコートのグラウンドが駐車場になったり、作業員の宿泊施設になったりしていました。ここでは、20km圏内外を区切るラインがあった道路も教えて頂きました。

20キロ圏のうち、9月5日に避難区域が解除された楡葉町では、広葉会経営の特別養護老人ホーム「リリー園」が、来年の早い時期の再開を目指す準備をされているということで、施設長からお話を伺わ

せて頂きました。

いわき市内の2つの学校に緊急避難し、およそ10日間の避難生活を送ったが、約60人の介護職員は、一時避難先である学校から二次避難先である福島県南東の病院に避難するころには、職員は15人程度に減っていたといいます。また、避難生活における避難所でのパンやラーメンという食事が、介護度の高い入所者には食べられないと言うことでの苦労も話されていました。その際、分散避難だけは避難の際に、避けなければならないと言うことを仰って



いました。

再開に向けては、4ブロック全90床のうち、残ってくれた職員約20人で対応できる規模を考慮した1ブロック24床だけの再開と言うことだが、無からの再開と言うことで、その経済的負担は大変なものだとのこと。元の入所者で避難されている方を優先的に戻って頂く予定だが、再開に向けて医師や職員などの確保も厳しいとのこと。除染は済んだとは言え、施設敷地内も草ボウボウという状況の中で、施設だけは改修したといっても、0.19 μ ?の状況の中で、暮らすこと働くことへの抵抗はないのかと首を傾げざるをえませんでした。

避難指示解除から1カ月が過ぎた檜葉町は21日、町内に生活拠点を移した町民が、20日現在で203世帯321人4%ほどで、町の高台団地にある新しい住宅のほとんどは東電職員の住宅だったそうですが、今はほぼ空き家ばかりだとのことでした。



次に、町内が避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域と三区別されている富岡町は、未だに被災当時のままで、やっと除染の済んだところから家屋の解体とかが始まりつつあるという状況の避難指示解除準備区域をバスで回ってもらいました。途中の道路脇とか街のあちこちに無造作に除染フレコンバッグが置かれているという状況を見るにつけ、町としては2年後には町民戻すと言われているそうだが、とても無理だと思わざるを得ない状況です。

もともと原発から7kmの位置にあった富岡町養護老人ホーム「東風荘」は、言い尽くせぬ矛盾と怒りと悔しさを感じながら、避難生活を過ごした後、25年1月に郡山市で仮設で再開しました。その避難の状況は東洋経済新報社「避難弱者」に詳しくあるが、佐々木施設長からのお話では、「水素爆発の音を聞いたときに、もう終わりだと思った」という言葉から続けられる避難の途中で利用者3人が亡くなったこと、高齢者福祉施設の利用者が避難することがどれだけ大変なのか、こうした原発事故による避難がいかに事前に準備されていなかったのか、何の準備もなく、行政は混乱して指示が次々に代わり、過酷な避難生活を送らざるを得ない利用者や職員たちがどのような思いだったのか、想像もつきません。



この原発事故で、家族、地域が分断されたことが、一番厳しいという言葉に思いが込められていました。

いずれにしても、今原発再稼働が強行されている自治体、されようとしている自治体で、このようなことを繰り返さないと言うことに確信をもった避難計画と訓練が行えているのか。もう一度、「避難弱者」と真摯に向き合って頂きたいものです。

そのことを考えたら、再稼働なんて出来るはずはないのだと実感させられたフクシマの今でした。



12月5日「放射線量の影響要因抜きの『一律同心円』想定が被害を大きくする」

9月22日高知新聞朝刊が報じた、「伊方原発で、福島第1原発と同規模の事故が起きた場合の高知県にも生活に影響を及ぼしかねない放射性物質が風向き次第で飛散するというシミュレーション」を作成した民間シンクタンク「環境総合研究所」の青山顧問の講演を聞かせて頂きました。

講演では、「過度に技術依存することの危険性」を強調

し、「政治家や官僚をはじめとした原子カムの無謬性」を懸念、「海洋汚染の危険性」を指摘されました。

中でも、「地域における放射線量の影響要因」として「発生源の強度」「気象条件」「地形条件」「測定条件」を抜きに、「一律同心円」で影響状況を考えることは極めて危険であることが、強調されました。「高知市以西はどこも、国際放射線防護委員会の規定に基づく、一般人の年間被ばく線量の限度（1ミリベクト）をはるかに超える」とシミュレートされる中、もっと当事者意識を持ち、再稼働反対の声を上げていく必要があることを痛感させられました。

6 教育の課題についての調査研究

(1) 人権保育について

1月30日「すべての『個性が尊重』されてこそ」

県民文化ホールで開催された「全国人権保育集会」の記念講演「すべての個性が認められ、どの人も尊重されるために～心理臨床の視点から」には、随分と学ばされました。

講師の長谷川博一（こころぎふ臨床心理センター長）さんは、「すべて」「個性」「尊重」をキーワードに、「児童虐待」「非行・犯罪」「発達障害」について考えさせてくれました。



「見えない虐待」として「やさしい虐待」「きれいな虐待」という親の考え方の押しつけがある。そのことによって、子どもが親を思う良心が、前面に出て、子どもらしさを失い、自分の行動も親の気持ちを付度するようになり、自立できなくなる。そこには、「家庭内に支配と被支配の関係性が強い環境（虐待環境とも言える）ができあがる」危険性があり、親が子を支配し、自立を妨げるといふ「世代間連鎖」が繰り返されることがある。おとなたちが全ての子どもをありのままに認めることで、子どもは自尊心を育み、自分を大切にすることができる。一番大切な事は、「いいこと、悪いこと」といふ「評価」ではなく、尊重で結ばれた関係＝絆が築かれていること。やったことへの尊重にしか過ぎない「ほめて育てる」といふ神話を突き進めると「いい子、まじめな子、頑張る子」などの「仮面」を取れなくなる。失敗へのペナルティーは、言語道断である。そんな中で、「生きてくるキーワード」は「関心を示す＝『なあに』『どうしたの』『理解を示す＝『うん、わかったよ』『そうなんだ』『許すこと＝『いいよ』『まっ、いいか』』であり、逆に「子どもが育たない親の言葉」として「禁止、指示、否定」の言葉であることなどが、指摘されました。

これまでの、さまざまなカウンセリング事例から明らかになった子どもとの向き合い方を、改めて問われたように思います。

このことをどれだけ子育て支援の場で、実践できるのかが問われているのではないのでしょうか。

(2) 「多様性」に学びあい、認め合う学校について

1月5日「子どもが主体の教育へ」

日教組高知新春学習会に参加し、大阪大谷大学の桜井智恵子教授から「子どもを主体とする教育改革 一子どもを取り巻く課題からこれからの教育を考える」のテーマで講演を聴かせて頂きました。

改めて、「いじめ」「不登校」「貧困」が、けっして子どもだけの問題でないこと。背景にある雇用の劣化、雇用の場の保障などがなく、学力向上で子どもや学校現場を締め上げても解決され

ないことを確認させて頂きました。



そして、「学力向上」によって締め上げられている教育の現場では、教職員在職者に占める精神疾患による病気休職者の割合は、10年間で3倍に増加し、自殺者も年間1000人を超えており、18歳未満の子どもの自殺者が1000人を超えるという外国では信じられない「戦場になっている」ことが指摘されました。

子どもが先生に相談したくても、その時間が取れないという現状が問われなければならないが、先生方は、「きちんとしなさい、もっと頑張ろう」「できるよ」「輝いて」ということで、子どもたちを急き立て、多様な子どもを

排除し、学級の子どもに、日々その価値観を叩き込み、子ども集団の序列化をつくり、排除メカニズムをつくってしまっていることが当たり前になってしまっているのではないかと問いかけられていました。

そのような中で「子どもを主体とした教育」を考えた時、子どもの権利条約（1994年日本で発効）にある「第3条：子どもの最善の利益」と「第12条：意見表明権」をセットで機能させることが大事であるし、私たちおとなが力を委譲するという「子どもを尊重（リスペクト）」し、「業績承認」よりも「存在承認」という、子どもが自分自身を認める状態をどう社会的に構想していけるかが、問われているということを感じさせられたことでした。

いずれにしても、国連子どもの権利委員会権利委員会から2010年6月に、「高度に競争的な学校環境が、就学年齢にある児童の間で、いじめ、精神障害、不登校、中途退学、自殺を助長している可能性があることを懸念する。」「委員会は、（略）極端に競争的な環境による悪影響を回避することを目的とし、学校及び教育制度を見直すこと」を勧告されている現状に対して、まずは真摯に向き合うことが求められているはずです。

そして、桜井先生の「個別救済から社会を問う—子どもの人権オンブズパーソンの実践をてがかりに」（「世界の児童と母性」より）にある「子どもの生きる世界を見渡せば、能力主義で覆われた確実に深刻に広がる閉塞感が見て取れる。その原因にこそ政策を作る側は立ち向かってほしい。全国学力テストをしている場合ではない。競争や比較がさらなるいじめを引き起こすというメカニズムに、政策を作る側は鈍感であってはならない。」ということ肝に銘じて「こども主体の教育改革」に取り組んでいきたいものです。

1月17日『多様性』に学び合い、認め合う学校、地域、社会に」



太平洋学園高校創立70周年事業で行われていた映画「みんなの学校」を鑑賞し、映画で描かれたみんなの学校・大阪市立大空小学校初代校長の木村泰子先生の講演を聴かせて頂きました。

不登校ゼロで、特別支援教育の対象となる発達障害がある子ども、自分の気持ちをうまくコントロールできない子ども、みんなが同じ教室で学ぶ普通の公立小学校を描いた映画から、学びとは何か、あるべき公教育の姿を問いかける映画でした。

学校の理念は、「すべての子どもの学習権を保障する学校をつくる」ことであり、唯一のルールとしてあるのは「自分がされていやなことは人にしない 言わない」ということ。本来は、このことさえ、徹底されたら、今の学校も地域社会も社会も大きく変

わることができるし、国家間でこのことが実践されたら武力衝突や戦争はなくなってしまうのにと、改めて当たり前のことの実践の必要性を感じたところです。

「10年後は、多様な価値観を認め合い、様々な個性のある子どもたちが同じ場所で学びあう世の中になる。大人も子どもも、学びあい、育ち合える学校をつくろう」との取り組みをしている学校では、当たり前の教育をおこなっているだけというが、このことがまだまだ当たり前になっていない今の社会の問題が突きつけられていると言えます。

学校が変われば、地域が変わる。そして、社会が変わっていく。

本当に素晴らしい映画と講演で、この映画と講演に学ぶ機会が、もつともっと広がることが必要ではないでしょうか。「多様性」に学び続けたいものです。

(3) 防災教育について

8月6日「南三陸から学ぶ、命を守る防災教育」



「平成27年度 防災教育研修会」の講演部分だけ聞かせて頂きました。

県教委では、南海トラフ地震に備え、教職員等への研修を通じて子どもたちの防災対応能力の向上と学校(園)の危機管理力・防災力の向上を図るため、防災教育研修会を毎年開催しており、過去にも何度か出席させて頂きました。

本年度は、宮城県南三陸町立志津川中学校教頭小野寺幸博先生から、震災時における学校対応や防災教育のあり方等について「自然>想定 想定外を生き抜く力を育てる防災教育～3・11からの学び～」と題してお話を聞かせて頂きました。

南三陸のお話は、以前にも町職員の方から聞かせて頂いていたが、改めて避難場所でもあった学校現場に避難されてきた方たちや生徒さんたちのお話を聞くと、他者の命を守りきれなかった時に残る心の傷の大きさのことを考えると自分の命を守ることが当然だが、他者の命も守るという「命を守る教育」として防災教育を高めなければならないということを痛感させられました。

そして、それは先生が述べられた「目指す防災教育・学校教育」としての「防災教育で育てたい児童生徒像」は、「想定外の災害が発生した時に、自分の命を守ることができる人」であり「他の人の命を守ることができる人」に尽きるところです。

そして、「避難するときに持っていくものは、避難する『勇気』、何が何でも生きようという『執念』、最後まであきらめない『根気』」という語り部さんの言葉は印象に残りました。

また、小野川先生が最初に投げかけ、最後にやって見せてくれた「1本の釘に11本の釘を乗せる」ことは「共助」につながるということも印象的でした。

この講演の後、地元の昭和小学校で6年生の防災学習の取り組みについて教頭先生と2時間ほどお話させて頂いたが、避難所となる学校、子どもの防災意識づけの問題など課題は学校だけでなく、地域でも共有することの大事さを感じたところです。

12月9日「昭和小学校で避難訓練見学、防災研修で要請」

これまで、昭和小学校の防災学習の津波避難ビル巡り引率や防災授業のゲストティーチャーとして参加させて頂いていたが、今日は教職員の皆さんを対象とした防災研修の中で、お時間を頂きました。

掃除の時間が終わるころに、緊急地震速報がなって、生徒たちはそれぞれの場所で安全と思われる

場所に移動し、揺れの音が終わってから、校舎の屋上へと避難していきました。

中には、揺れがおさまるまで身の安全を保つ場所が、窓ガラスに近いことへの注意を促したり、みんな大きな声を出しながら、地域でも率先避難者となってもらうための訓練にもしてもらいたいとのお願いも、防災研修の中でお話しさせて頂きました。

40人近い先生方が参加された研修の中では、下知減災連絡会の西村副会長から下知地区の地理的特性、昭和南海地震の際の被害状況、想定被害の特徴などについて報告し、私からは避難所となる昭和小学校での避難所開設・運営訓



練の在り方や地域と連携した訓練の仕組みづくりなどについてお願いをさせて頂きました。

昭和小学校6年生の防災学習に連携してきた成果として生徒たちが作成した「昭和小減災新聞」が手作り新聞コンクールで高知新聞社長賞を受賞されましたが、次年度は、さらに多様な小学校での取り組みが展開できるようになればと感じたことでした。

いずれにしても、このような機会を積極的に設けて頂いたことに感謝したいと思います。

7 安保関連法、緊急事態条項と憲法の関係についての調査研究

(1) 安保関連法について

7月25日「戦争法は徹頭徹尾憲法違反」

学習院大学青井三帆教授を講師として招いた講演会で、「安倍の解釈改憲と戦争法案の違憲性」について、学びました。

青井先生の講演内容の概要を抜粋すると下記の通りでした。

- 安保法制の強行採決を目の当たりにしたとき、「政治を憲法に従わせる」(立憲主義)と「私たちが決める」(民主主義)ということが踏みにじられてしまった。東大の石川先生に言わせば「昨年の7. 1閣議決定は、法秩序を破壊したクーデター」と言ったが、私もそう思う。
- 「憲法9条は、戦争を放棄し、戦力を不保持とし、交戦権を否認することで、国家の有する実力に関わる議論をすべて法の論理の下に置き、そのことで実力をコントロールするという、諸国に例を見ない立憲主義の仕組み」で、ブレーキを外したい権力が、できることを積み上げてきたのが、政府の解釈。だから、日本の安全保障論は理屈の世界にならざるをえない。これを議論せずに政策を優先しているのが今の政権と言える
- 「9条は単なる理想ではなく、法である(国家は守らねばならない)」「戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認を定めているとはいえ、他国からの武力攻撃があった場合に、座して死を待つことを命じているとは考えられない」「自国を防衛することはできる。そのための必要最小限度の実力は憲法に違反しない。」ということから、「自衛隊の活動を正当化するための議論の筋として「A 例外と



して許される「武力の行使」がある（個別的自衛権の行使）」と「B 「武力の行使」に当たらないからなしうる（後方（地域）支援等）」ということのBの理屈をできるだけ広く解釈し、最大限活用しようとする。しかし、「後方支援」はそもそもありえない前提に立っている」ので、曖昧にならざるをえない。

●結局AとB両方の拡大を議論しても、「武力の行使」を放棄した憲法のもとで、政府の判断に「武力の行使」を委ねることなどありえないし、無理なことである。

●国際法の常識に照らしても、好戦的な国際法解釈であり、アメリカという国は世界標準からしても好戦的な行動を行う国として見られており、この国を支援する側に回るということは日本までも好戦的な国家とみられる。

●日米ガイドラインは、日米安保条約を超えており、憲法を頂点とした法体系の枠に収まらないもの。とにかく、今、今安保関連法案でやろうとしていることは法の支配のもとではできないこと。

「安保法制は、徹頭徹尾理屈の話」ということを肝に銘じて安倍のわけのわからないたとえ話に負けない「理屈の話」を分かりやすく広げていくことが求められました。

最後に、講師が質問に答えて述べられた「私たちはまだ力を出し切れていない。どんな政権でも憲法を守っていると云わざるを得ない中で、守っていないじゃないかと声を大きくしていく。正当性がないということを訴えていく。最終的には、私たちの力である。」ということ、肝に銘じる必要が強調されました。

6月15日「戦争法案論議は『ワラにすぎる』より民意にすぎれ」

高知市で開催された衆院憲法審査会の地方公聴会は、マスコミ報道で見ると、「安保関連法は違憲」が多数で、「集団的自衛権には賛成でも、憲法改正が前提」とした方が一人、そして尾崎知事は自らは触れなかったが、尋ねられて「実情を踏まえた解釈変更は一定容認されるべき」と政府の判断を大筋で支持したとされています。

知事は昨年2月定例会で、私の質問に対して「憲法の中で集団的自衛権が行使できることを位置づけた上で、自衛の目的を超えるものが際限なく行使されることがないように歯どめとなる立法措置、例えば、行使できる事例の限定列挙、行使する際の手続の法定化などが必要であるという考えを述べさせていただいた。」と述べ「そうした議論を経て、認めるべきとされた集団的自衛権の内容が現行憲法で認められないということになるのであれば、やはり、この点そのものに関し、憲法改正を目指して改めて国民的議論に付すべきだと思っている。いずれにせよ、憲法のありようや我が国の将来を大きく左右するため、とにかく慎重に、しっかりと国民的議論に付していくことが非常に大事だと考えている。」と答弁しています。

だとすれば、圧倒的多数の憲法学者から「違憲の法律」と言われている、今国会審議中の安保関連法案が、「自衛の目的を超えるものが際限なく行使されることがないように歯どめとなる立法措置」と考えるのかなど明らかにして頂かなければと思ったところです。

衆院憲法審査会で安全保障関連法案を「憲法違反」と指摘された長谷部恭男・早大教授と小林節・慶大名誉教授の日本記者クラブでの会見で、小林氏は「安倍内閣は憲法を無視した政治を行うとする以上、これは独裁の始まりだ。本当に心配している。」と断じ、根拠にもならない59年の砂川事件最高裁判決を引用していることに対して「だからこそ、ワラにもすぎる思いで砂川判決を持ち出してきたのかもしれないが、ワラはしよせんワラ。それで浮かんでいるわけにはいかない。」と指摘されていたが、民意よりもワラにすぎている政権の判断を、尾崎知事が大筋で支持をしているとすれば、如何なものかと首を傾げざるをえない県民は多いことだと思います。

（2）緊急事態条項と憲法について

5月4日「災害対策、被災者支援口実の改憲は許さない」

自民党の憲法改正草案98条によって創設を検討している「国家緊急権（緊急事態条項）」について、東日本大震災などの被災地5県の弁護士会が「被災者支援。災害対策を口実に創設することは許されない」と反対の声明を出されています。

声明は、緊急事態条項について「政府に権力を集中させ、乱用の危険性が高く、基本的人権を制限するため立憲主義を破壊する危険がある」と指摘していますが、その面々には、時に一緒に学ばせて頂いている日本災害復興学会復興法制度研究会の弁護士の皆さんも顔を連ねられています。

私も、これまで、本県においても南海トラフ地震を口実に、国家緊急権からの改憲議論を振りかざしそうな皆さんがいるだけに、危機感を持っていました。

災害復興学会復興法制度研究会と関西学院大学災害復興制度研究所による連続勉強会「国家緊急権を考える」の開催が始まったものの、日程が合わず残念に思っていたのですが、第一回の永井幸寿弁護士（兵庫県弁護士会）の講演内容をネット上で勉強させて頂きました。

「国家緊急権」の規定によって、全権委任法が制定され、ナチスの独裁につながっていったワイマール憲法の歴史、我が国では関東大震災において、旧憲法下の国家緊急権（緊急勅令）の適用で多数の外国人や思想家たちが虐殺されたという「乱用」の歴史があることなどを踏まえて、現憲法には国家緊急権を定めなかったという経過があるのです。

自民党の憲法改正草案98条を具体化させることになると、明らかに民主主義や立憲主義を形骸化させ、人権の規制や司法の抑制が始まることになると言えます。

国民の人権意識を今まで以上に磨き高め、法律・制度を事前に十分整備していくことこそが、改憲への一里塚である「国家緊急権」口実の改憲への道に歯止めをかけることになると確認できました。

6月18日「波紋呼ぶ地方公聴会での知事発言」

憲法調査会での地方公聴会における知事の「現代の実情というものも踏まえた解釈の変更ということは一定容認されるべきだ。旧3要件の精神に基づいて、連続的かつ合理的な範囲内での解釈の変更というのは求められていると認められるのではないか。その新3要件に基づいて、法律を作っているということは一定容認される。」という発言を巡って、ぜひ6月定例会で質してほしいとのご意見が届けられています。

加えて、「国家緊急権」に関する発言で、長期間に及ぶ人権制限が長期に及ばないことを求めているものの、必要性に言及しています。

また、その事例として長期浸水に対して「高知市は長期浸水をする。するとマンションが浸水域の中で孤立するという状況が起こる。ここに残っている方々の生命・財産を守っていくためにも、どう対処していくのが大きな問題になっていく。仮に、資源が限られているので、是非避難所に移っていただき、皆で集団的に対応できるようにさせて頂きたいと考えたとき、本人が「いや、私はマンションに残る」と言われたら、これに対処する術がないというのが現実。やはり、いかにまとめて対応できるようにするかと、そういうことは考えざるを得ない。」と言及していますが、そんなことは憲法を変える前にやることがあるのではないかと指摘せざるをえません。

「マンションに限らず長期浸水域の住民を域外の収容避難所に移すというだけの収容能力を確保できるのか。それを可能にするためにも、浸水域内の在宅避難可能者への支援策を考えることはできないのか。」などの声にこたえられないまま、緊急事態条項設置議論によるお試し改憲論議に乗らされていることに、被災地の皆さんと一緒に「災害をダシにした改憲」をするなという声を改めて上げなければと思ったところです。

岡田健一郎意見陳述人の述べた、「災害等の緊急時には、ちゃんと憲法54条と73条に基本の対処がありながら、具体的には災害対策基本法などで効果的な仕組みを作っておくかだ」ということを踏まえて、このことについてももしっかり議論していきたいと思うところです。

2月5日「やっぱり憲法に緊急事態条項は必要ない」

東京で開催された立憲デモクラシーの会・公開シンポジウム「憲法に緊急事態条項は必要か」に参加してきました。

司会は、杉田敦氏（法政大学教授・政治学）がつとめ、主催者挨拶として共同代表・山口二郎氏（法政大学教授・政治学）が述べ、基調講演は「緊急事態条項の無用性などについて」長谷部恭男氏（早稲田大学教授・憲法学）が述べました。

長谷部教授は、岩波書店の「世界」16年1月号にも「日本国憲法に緊急事態条項は不要である」という論考を發表されていましたが、そこでも示した「パリ同時多発テロ事件が今後の憲法改正論議に大きな影響を与える可能性は否定できない」としながら、論じ始めました。

「フランスの非常事態宣言も、憲法ではなく法律に基づいたものであり、ドイツの憲法上の緊急事態条項も連邦国家故のものであり、アメリカの緊急・非常事態への対応もすでに日本の制度にあるなど、外国のそれらと比較しても、この国には、必要のないものである。有事や災害時には、日本は法律で対応できるよう、今から準備しておけばいいだけのことだ。どうしても、緊急事態条項を盛り込むのであれば、グローバルスタンダードとして少なくとも統治行為の法理は日本国憲法下では妥当しないことを明らかにする規定も盛り込む必要がある。つまり、統治行為の法理の廃棄と裁判官人事の独立性を高めるなど、裁判所の権限の徹底的な強化がなければ、日本の立憲主義はさらに形骸化されることになる。」と述べられました。

また、杉田敦氏を司会に長谷部教授に石川健治氏（東京大学教授・憲法学）を加えたパネル・ディスカッションでは、「カール・シュミットの委任独裁と主権独裁」「ワイマール憲法48条（大統領緊急権）の評価」「憲法制定権力という概念を復活させたシュミット、戦後ドイツにおける「緊急事態」の受け止め方」「大日本帝国憲法下における緊急事態条項と戦後の評価」「例外のノーマル化」「3.11と緊急事態」「備えあれば憂いなし」には注意を」「外側から見た戦後ドイツ」「日本の憲法に緊急事態条項が含まれていなかったことの意義」など多岐に深く語られました。



石川教授の言う「法律ではなく、憲法に書き込むという自民党草案の意図には、権力を集中し、軍隊を動かす『戒厳』の問題があることを意識しておく必要がある。日本国憲法は、緊急事態条項を知った上で、入れなかった。そのことを知った上で入れようとしている。緊急事態条項をつくと例外をノーマル化していくことになる。このことの危険性を知っておく必要がある。戦後レジームからの脱却には、緊急事態条項もあり、今の日本の立憲主義を支えてきたのは何なのかを考えれば、緊急事態条項を認められない。」ということや長谷部先生の「必要ないものを入れようとするのは、何らかの意図があると考えること。この動きに幾重にも反対の仕掛けをしなければ、立憲主義は危うくなる。」ということが強調されました。

我々は、こんな危険な代物を許すことなく、「お試し改憲」のターゲットにさせない闘いを広範に広げていくことが、改めて求められていることを学ばせて頂きました。

以上のことを踏まえて、9月定例会及び2月定例会において質問を行いました。